

件名	松前町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	まちづくり課
関係課	
改正対象	松前町町営住宅管理条例（平成25年松前町条例第9号）
根拠法令等	① 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号） ② その他の法令の改正等による公営住宅管理標準条例（案）について（平成8年建設省住総発第153号）の改正
制定（改正）理由	①民法の改正に伴い改正するもの。（制定（改正）の主な内容の①②③） 敷金の規定が新設されたことに伴う改正を行う。 入居者の修繕義務について、民法と異なる特約とするに当たり、負担内容を具体的に定める必要があるため改正を行う。 不正入居者に対する請求額の算定に利用する利率が、法定利率に変更されたことに伴う改正を行う。 ②その他の法令で規定され入居者資格の条件を緩和する改正を行う。（制定（改正）の主な内容の④⑤） ③国土交通省の技術的な助言により、単身高齢者の増加等を踏まえ保証人の確保がより困難になる懸念から、保証人確保を緩和することが示され改正を行う。（制定（改正）の主な内容の⑥）
制定（改正）の主な内容	① 敷金を未納の家賃又は損害賠償金に充てることができることを、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金に充てることができることに改正する。（第18条） ② 入居者に負担を求める修繕費用を具体的に定めるよう改正する。（第20条・第21条） ③不正入居者に対する請求額の算定に利用する利率を年5パーセントの割合から法定利率に改正する。（第41条） ④公募を行わず入居させることができる者の事由に防災街区整備事業の施行に伴う住宅の除去を加える。（第4条） ⑤入居の資格で被災者等は収入や町内居住の要件を除外しているが、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に規定する被災者等を含めるように改正する。（第5条） ⑥連帯保証人の確保を2名から1名に改正する。（第10条）
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	